

令和3年9月21日

お客様各位

鑑定評価書等への押印廃止について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、不動産の鑑定評価に関する法律等が改正され、2021年9月1日以降、不動産鑑定士による鑑定評価書への押印義務が廃止されました。弊社におきましては法令の趣旨も踏まえ、2021年9月以降発行する不動産鑑定評価書等の成果品につきまして、不動産鑑定士による押印を廃止させて頂く方針となりました。また、不動産鑑定業者としての押印に関しましても、もともと法律の規定にないことを踏まえ、同時に廃止させて頂く方針となりました。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

岡野不動産鑑定事務所
不動産鑑定士 岡野五郎